

IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブック改訂案の概要

ASBJ 専門研究員 **星野** ほしの **まさひろ** 正博

I はじめに

国際財務報告基準財団（IFRS 財団）の評議員会は、2012年5月8日付けにて、一連の戦略レビューの結論を導入するために、IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブックを改訂する公開草案を公表した。公開草案では、5つの質問に対するコメントが求められ、9月5日までコメントが募集されている。

本デュー・プロセス・ハンドブックは、国際会計基準審議会（IASB）とIFRS 解釈指針委員会が、IFRS の開発・作成に当たって遵守すべきデュー・プロセスを規定するものであるが、今後、IFRS を世界各国で利用可能なものとしていくためには、透明性の確保が不可欠と考えられ、本デュー・プロセス・ハンドブックの改訂は、その意味で非常に重要な役割を果たすと考えられる。また、IASB とIFRS 解釈指針委員会が、IFRS の開発・作成に当たり遵守すべきデュー・プロセスであることは、我が国における意見をIASB およびIFRS 解釈指針委員会における議論に積極的に反映させる機会でもあることから、企業会計基準委員会（ASBJ）としては、現在、コメントの作成に積極的に対応しているところである。

なお、コメントが求められている5つの質問

項目については、末尾の参考（54頁）に記載しているので参照されたい。

II 背景及び目的

今回、改訂が提案されているデュー・プロセス・ハンドブックは、モニタリング・ボードのガバナンスのレビュー、評議員会の戦略レビュー及びIFRS 解釈指針委員会の効率性及び有効性のレビューに関する報告書によるデュー・プロセスを強化するための推奨を組み込んだもので、大幅な改訂となっている。この大幅な改訂となった背景には、主に次の4つのことが挙げられる。

1 DPOC の役割の拡大→質問1

評議員会のデュー・プロセス監督委員会（DPOC）の役割が拡大してきており、IASB とIFRS 解釈指針委員会のデュー・プロセスの監督におけるDPOC の責任が示され、当該セクションが追加されていること。

2 プロセス終了時の評価ではなく、プロセスの進捗に応じた評価→質問2

DPOC が開発したデュー・プロセス手続書を組み込み、各プロジェクトに対して、ウェブ

サイト上で、利用可能にすることを目的として、単にプロセス終了時に評価文書を保有するのではなく、IFRSの開発全体に組み込むプロセスを反映していること。これにおいては、必須の手続、任意の手続を明確にしていること。

3 IASBとIFRS解釈指針委員会のデュー・プロセスを1つに統合→質問3

今回の改訂では、今まで別個に規定されていたIASBのデュー・プロセス・ハンドブックとIFRS解釈指針委員会のデュー・プロセス・ハンドブックを1つに統合することによって、IASBとIFRS解釈指針委員会をより緊密に協力させ、解釈プロセスに対する監督の強化を図っていること。

4 基準設定主体、監査及び証券規制当局、会計専門家等との関係の正式化

より緊密に先見性のある方法で協力関係を構築する目的から、評議員会の各国及び各地域の基準設定主体、監査及び証券規制当局、会計専門家等との関係を正式なものとして強化する要請に対応していること。

III

改訂デュー・プロセス・ハンドブックの主な項目と内容

大幅な改訂であるが、ここでは、改訂が行われた主な項目について、3つ（新設・追加された項目、改訂・拡充された項目、削除・省略された項目）に分けて説明する。

1 新設・追加された項目

1.1 調査・研究プログラム

調査・研究プログラムは、今回のデュー・プロセス・ハンドブックの主要な施策の1つとなっている。従来のデュー・プロセスから変更して、潜在的な基準レベルのプロジェクトを識別

する材料となり、基準レベルのプロジェクトをIASBの技術的作業計画に加える提案に先行して行われることになる。

1.2 維持管理活動

今回のデュー・プロセス・ハンドブックにおいては、IASBのデュー・プロセス・ハンドブックとIFRS解釈指針委員会のデュー・プロセス・ハンドブックを1つに統合した結果、「新規IFRS又は大規模修正」と「維持管理」に区分されて規定されており、IASBとIFRS解釈指針委員会が、狭い範囲の事項を扱う場合に従っていた実務を正式のものにしている。IASBは、IFRSの一般的な維持管理の一環として、IFRSの狭い範囲の変更に着手する裁量権を有することになる。これにより、諮問会議との事前の協議などのより正式なプロジェクト提案は、新規のIFRS又は大規模な修正に対してとなる。

1.3 各国及び各地域のネットワーク

IASBは、技術的活動において、各国会計基準設定主体及び各国会計基準設定主体に参与している地域団体からのインプットを求める。それらの団体には、それらの使命の枠内の機能を果たすことに加えて、調査・研究の実施、IASBの優先順位に関するガイダンスの提供等を行う場合がある。そうした団体には、会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)、ラテンアメリカ基準設定主体グループ(GLASS)、環太平洋会計士連盟(PAFA)、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)、各法域(各国)の基準設定主体がある。

1.4 主要プロジェクトに関する担当IASBメンバー

主要プロジェクトについて、IASBの議長は、通常、特定のIASBメンバーをプロジェクトの担当にする担当IASBメンバー制が導入さ

れている。当該担当 IASB メンバーは、スタッフのスタッフ・ペーパーの作成について助言を与え、IASB が技術的決定を行うのに必要十分な情報を提供することを目的としている。スタッフ・ペーパーは、最終的にスタッフの責任で作成され、担当 IASB メンバーの見解を反映するものではない。

1.5 投資家と協議する追加的ステップ

投資家及びアナリストなどの投資仲介者は、コメントレターの提出者として少数派となる傾向があるため、IASB の新規の IFRS 又は IFRS の大規模な修正に関する提案については、投資者と協議する追加的なステップを踏まなければならないことを IASB に要求している。

1.6 DPOC に対する報告及びウェブサイト上で公開する手続書のテンプレート

IASB と IFRS 解釈指針委員会が、デュー・プロセスの要求事項をどのように満たしているのかを DPOC に対して立証するための報告テンプレートの例示を提供するとともに、これを各プロジェクトに対して、ウェブサイト上で、利用可能にすることを目的としている。

1.7 デュー・プロセス違反に対する措置

DPOC は、違反が疑われる事項を、申立人等が提供した証拠とともに検討する。デュー・プロセス違反が認識されている場合に、評議員会が取り得る措置の記述についても、改訂デュー・プロセス・ハンドブックの1つのセクションとして盛り込んでいる。

1.8 モニタリング・ボードからの照会に対する対応

モニタリング・ボードが、技術的な財務報告上の事項について、評議員会及び IASB 議長に行った照会に、IASB が対応する責任を明示し、通常、30 日間の期限内で（緊急性が高い場合、それよりも早く）、モニタリング・ボードに報告しなければならない。

2 改訂・拡充された項目

2.1 概念フレームワークは恒常的活動

IASB の恒常的活動として、概念フレームワークの監督が記述されている。

2.2 コメント期間の2つの変更→質問4

IFRS 解釈指針委員会における却下通知（Agenda Rejection）のコメント期間について、30 日間から 60 日間に延長している。また、再公開草案のコメント期間について、最終の IFRS の適用が不当に遅延しないように、60 日間を最低限のコメント期間とすることを認めている。

2.3 公開の会議での投票の意義と書面投票プロセスの明確化

公開の会議での投票は、暫定的なものであり、一般的に、プロジェクト全体ではなく、特定の論点に関するものとなり、IASB からスタッフに、関連するデュー・プロセス文書を作成するための方向性を与える。書面投票は、文書の公表に同意する正式のプロセスであり、会議の外で行われる。IASB メンバーが反対をする場合には、公開草案又は IFRS の全体への反対票を投じる。IASB メンバーは、文書の一部に反対しながら、当該文書の公表に賛成の投票をすることはできない。

2.4 適用後レビュー

適用後レビューのセクションを拡大し、適用後レビューは、2つのフェーズからなる。第1のフェーズは、検討すべき事項の当初の識別及び評価を行うものであり、第2のフェーズは、情報要請から受け取ったコメントを、他の協議活動を通じて収集した情報とともに検討するものになる。IASB はレビューを完了した時点で DPOC に伝え、報告書の草案を DPOC に提供しなければならない。DPOC が、満足のいく形でレビューを終了したと納得した時点で、IASB は、報告書を完了させることができる。

2.5 DPOC による協議グループの公開開催とメンバー構成の承認

協議グループは、あるプロジェクトが IASB の基準設定プログラムに追加された時点で、設置すべきかどうか検討される。IASB は、通常、候補者についてウェブサイトを通じて募集するが、各関係者に直接アプローチすることもできる。DPOC は、各グループの人員構成をレビュー・承認し、バランスが保てるようにする。協議グループの会議は、通常、一般に公開し、IASB のメンバーやスタッフが議長となる。すべての協議グループについて、スタッフが毎年評価を実施する。

2.6 誤謬の訂正のプロセス

IASB スタッフは、文書の執筆又は印刷の際に生じた文書作成の誤りを正すために、その訂正により技術的な意味が変更されない場合限り、技術的文書の編集上の訂正を加えることができる。

2.7 フィールドワークの利用方法

IASB が IFRS 案の生じそうな影響を評価するのに役立つため、関心のある関係者を行う作業の利用方法を説明している。フィールドワークには、潜在的な IFRS の実行可能性及びコストを評価するための他の情報収集の方法も含まれる可能性がある。

3 削除・省略された項目

3.1 個々の基準設定主体とのリエゾン機能¹→より正式なネットワークの活用へ

IASB が、当初の設立時に有していた個々の基準設定主体とのリエゾン機能については、IASB が今後、基準設定主体等とのより公式なネットワークを構築する可能性が高いため、改訂デュー・プロセス・ハンドブックでは、もはや言及していない。

IV おわりに

IASB および IFRS 解釈指針委員会のデュー・プロセス・ハンドブックの改訂は、今後の IASB および IFRS 解釈指針委員会が行う IFRS 等の基準開発に、我が国の意見を反映させる観点から、昨年 7 月に IASB が今後 3 年間のアジェンダの優先順位について意見募集した「アジェンダ・コンサルテーション 2011」と同様に重要性が高いという認識がされている。このことから、今回の改訂箇所に限らず、全般にわたり、関係者で協議のうえ IFRS 財団に対し協調して意見発信を行っていくことが有用と考えられたため、8 月にアジェンダ・コンサルテーションに関する協議会²で、その対応について議題とされている。ASBJ では、アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会での議

1 IASB デュー・プロセス・ハンドブック 84 及び 85 (一部抜粋)：リエゾン活動の目的は、IASB と基準設定主体に関心を有する当事者間の協力と連絡を促進することにある。リエゾン活動は、IASB の組織及び活動の多くの段階で行われる。IASB のデュー・プロセスと他の会計基準設定主体のデュー・プロセスを緊密に調整していくことは、IASB の成功にとって重要である。IASB の発足時点で、IASB は、オーストラリアとニュージーランド、カナダ、フランス、ドイツ、日本、英国及び米国の基準設定主体との公式なリエゾン関係を構築した。EFRAG のテクニカル・エキスパート・グループにも、公式にリエゾン関係にある基準設定主体であると指定された組織に対するものと同じ権利が与えられた。

2 IASB の「アジェンダ・コンサルテーション 2011」に対応するために国内関係者が可能な限り整合性のとれた意見発信を行うことにより、IFRS に対する我が国の発信力を高めることを趣旨として設置された協議会。具体的には一般社団法人 日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、株式会社 東京証券取引所グループ、公益社団法人 日本証券アナリスト協会、ASBJ、公益財団法人 財務会計基準機構 (FASF)、金融庁、経済産業省および法務省から組織されており、事務局を FASF と金融庁が担っている。

